

関税定率法

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等)

第二十条 関税を納付して輸入された貨物のうち次の各号のいずれかに該当するものでその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出するとき（第一号又は第二号に掲げる貨物にあつては、返送のため輸出するときに限る。）は、当該貨物がその輸入の許可の日から六月（六月を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、六月を超える年以内において税関長が指定する期間。次項において同じ。）以内に保税地域（関税法第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する税関長が指定した場所を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。）に入れられたものである場合に限り、政令で定めるところにより、その関税を払い戻すことができる。

- 一 品質又は数量等が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められる貨物
- 二 個人的な使用に供する物品で政令で定める販売の方法により販売されたものであつて品質等が当該物品の輸入者が予期しなかつたものであるため返送することがやむを得ないと認められる貨物
- 三 輸入後において法令（これに基づく処分を含む。）によりその販売若しくは使用又はそれを用いた製品の販売若しくは使用が禁止されるに至ったため輸出することがやむを得ないと認められる貨物

関税定率法施行令

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税の額)

第五十五条 法第二十条第一項(違約品等の再輸出の場合の戻し税)の規定による関税の払戻しの額は、同項の規定に該当する輸出をした貨物について納付した関税の全額(附帯税の額を除く。次項において同じ。)とする。

2 法第二十条第二項(違約品等を再輸出に代えて廃棄した場合のもどし税)の規定による関税の払いもどしの額は、同項に規定する承認を受けて廃棄した輸入貨物について納付した関税の全額(当該輸入貨物を廃棄した場合において、その廃棄による残存物がその廃棄のときに輸入されるものとした場合に課される関税の額があるときは、当該関税の額を控除した額)とする。

(個人的な使用に供する物品に係る販売方法)

第五十五条の二 法第二十条第一項第二号(個人的な使用に供する物品の再輸出の場合の戻し税)に規定する政令で定める販売の方法は、通信販売(不特定かつ多数の者に商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従つて行う商品の販売をいう。)の方法とする。

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続)

第五十六条 法第二十条第一項(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等)の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、同項の規定により貨物を保税地域(関税法第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)に規定する税関長が指定した場所を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。)に入れたときは、その旨をその保税地域の所在地を所轄する税関長に届け出るとともに、当該貨物の輸出申告の際に、その品名及び数量並びに輸出の事由を記載した申請書に当該貨物が法第二十条第一項第一号から第三号までに該当するものであることを証する書類及び当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書)を添付して、これを輸出申告をする税関長に提出しなければならない。

2 法第二十条第二項の規定の適用を受けようとする者は、同項の規定により貨物を保税地域に入れたときは、当該保税地域の所在地を所轄する税関長にその旨を届け出るとともに、当該貨物の品名及び数量、その置かれている保税地域の名称及び所在地並びに廃棄の日時、方法及び理由を記載した申請書に当該貨物の廃棄がやむを得ないものであることを証する書類及び当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書)を添付して、これを当該税関長に提出し、同項に規定する承認を受けなければならない。

3 前項の規定により承認を受けて廃棄した貨物について法第二十条第二項の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、当該廃棄した貨物又は当該廃棄により生じた残存物の品名及び数量、前項の規定による届出に係る保税地域の名称及び所在地並びに廃棄の日時を記載した申請書をその廃棄について承認をした税関長に提出しなければならない。

(保税地域への搬入期間の延長の承認申請手続)

第五十六条の二 法第二十条第一項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の税関長の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物の品名、数量、搬入を予定する保税地域の名称及び所在地、搬入の予定時期並びに当該承認を受けようとする理由その他参考となるべき事項を記載した申請書を当該貨物の輸入を許可した税関長に提出しなければならない。ただし、当該保税地域の所在地を所轄する税関長と当該輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該申請書に当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して、これを当該保税地域の所在地を所轄する税関長に提出することができる。

2 特定輸出者、特定委託輸出者（関税法第六十七条の三第一項第二号（輸出申告の特例）に規定する特定委託輸出者をいう。）又は特定製造貨物輸出者（同法第六十七条の十三第二項（製造者の認定）に規定する特定製造貨物輸出者をいう。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する申請書に同項に規定する貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して、これを当該貨物の輸出申告をする税関長に提出することができる。

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等についての規定の準用)

第五十六条の三 第五十五条第二項及び第五十六条の規定は、法第二十条第三項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十五条第二項中「同項」とあるのは「法第二十条第三項の規定を適用する場合における同条第一項の規定に該当する輸出をした貨物又は同条第二項」と、「納付した」とあるのは「その納付すべき期限が延長された」と、第五十六条第一項中「同項」とあるのは「法第二十条第三項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「この条及び次条第一項」とあるのは「この条」と、「証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書」とあるのは「証する書類」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、「をする税関長に」とあるのは「をする税関長に（当該輸出申告をする税関長と当該貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該輸出申告をする税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に）」と、同条第二項中「同項の」とあるのは「同条第三項の規定を適用する場合における同条第二項の」と、「証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書」とあるのは「証する書類」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、同条第三項中「当該廃棄した」とあるのは「その延長された期限内に、当該廃棄した」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該承認をした税関長と当該廃棄した貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該承認をした税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に）」と読み替えるものとする。

第五十六条の四 第五十五条第一項及び第五十六条第一項の規定は法第二十条第四項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定を適用する場合について、第五十五条第二項並びに第五十六条第二項及び第三項の規定は法第二十条第五項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第五十五条第一項中「同項」とあるのは「法第二十条第四項」と、「納付した関税の全額（附帯税の額を除く。次項において同じ。）」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、同条第二項中「同項」とあるのは「法第二十条第五項」と、「納付した関税の全額」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、第五十六条第一項中「同項」とあるのは「法第二十条第四項」と、「この条及び次条第一項」とあるのは「この条」と、「品名及び数量」とあるのは「品名及び数量、控除を受けようとする金額及びその計算の基礎」と、「証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する

書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書)」とあるのは「証明書」と、「これを」とあるのは「当該貨物に係る特例申告書の提出期限内に、これを」と、「をする税関長に」とあるのは「をする税関長に(当該輸出申告をする税関長と当該貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該輸出申告をする税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に)」と、同条第二項中「同項の」とあるのは「法第二十条第五項の」と、「証明書(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書)」とあるのは「証明書」と、「これを」とあるのは「当該貨物に係る特例申告書の提出期限内に、これを」と、同条第三項中「当該廃棄した」とあるのは「当該廃棄した貨物に係る特例申告書の提出期限内に、当該廃棄した」と、「品名及び数量」とあるのは「品名及び数量、控除を受けようとする金額及びその計算の基礎」と、「税関長に」とあるのは「税関長に(当該承認をした税関長と当該廃棄した貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該承認をした税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に)」と読み替えるものとする。

関税定率法基本通達

(用語の意義)

20—1 法第 20 条の規定に関する用語の意義については、次による。

(1) 「その輸入の時の性質及び形状に変更を加えない」とは、輸入された貨物の性質及び形状に実質的な変化を加えないことをいうものとし、改裝、単なる分離、棒、板、布地等の素材としての性質形状を失わない程度の切断、その他これらに類する行為及び経済的な効用を発揮しない試験的使用による損傷は、これに含まれる。ただし、試験的使用による損傷であつても、その損傷が輸入者又は使用者の瑕疵による場合には、この限りではない。

なお、輸入された貨物が、例えば、機械類でその形状が変化していない場合であつても、当該機械類が通常必要とされる試験期間を超え、本格的に使用された場合には、貨物の性質に変化をえたものとする。

(2) 「返送のため、輸出するとき」には、輸入された貨物を輸出者の指示に従つて当該輸出者以外の者に輸出するときを含む。

(3) 「6 月を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合」とは、違約品等のもどし税に係る輸入貨物の回収に相当の期間を要する場合、機械、装置等でその組立て又は解体に長期間を要する場合、クレームの成立までに長期間を要する場合等をいう。

なお、当該貨物の輸入後 6 月を経過した後、もどし税の適用があることを知つた場合であつても、上記「6 月を超えることがやむを得ないと認められる理由」があるときは本項に該当することとなるので留意する。

(4) 法第 20 条第 1 項第 1 号に規定する「品質又は数量等」及び同項第 2 号に規定する「品質等」（以下「品質等」という。）には、組成、成分、材質、構造、性能、仕様、規格、デザインを含む。

(5) 「契約の内容と相違する」とは、貨物の取引に係る契約の品質等が当該契約に基づき輸入された貨物の品質等と相違する場合をいふほか、次に掲げる場合を含む。

イ 契約の内容には、品質等についての取決めはないが、製造者（輸出者）から公表されている品質等と輸入された貨物の品質とが相違する場合

ロ 契約又は公表の内容である品質等と輸入された貨物の一部（例えば、機械を構成する部分品）の品質等とが相違する場合

ハ 契約又は公表の内容である品質等と輸入された貨物の品質等とが形式的には合致するが、契約の段階では想定できない不測の事態あるいは見込み違いがあり、輸入者が契約当初に期待していたような効果が得られない場合。ただし、この場合であつても、その見込み違いが投機的色彩の濃いもの、委託販売契約のもの、通常承知しておくべき条件（例えば、その輸出入又は販売の業務上必要とする法律的条件等）に抵触し、結果として見込み違いとなるもの、又はその他輸入者の自己の責任によるもの（例えば、販売数量の見込み違いによる売れ残り品等）については、契約の内容と相違する貨物には含まない。

(6) 「品質等が当該物品の輸入者が予期しなかったもの」とは、例えば色、サイズ等は貨物の取引に係る契約の内容と相違するものではないが、輸入者の予想と異なっていたものをいう。

(7) 「法令（これに基づく処分を含む。）により」とは、法律、政令又は省令の制定又は改正による場合のほか、告示、地方公共団体の条例の制定又は改正による場合を含むものとし、既存の法令に基づく検査の強化、通達の制定又は改正による場合は含まない。

(8) 「使用」には、輸入貨物の消費若しくは加工又は他の貨物への添加等を含む。

(9) 「廃棄」の意義については、関税法基本通達 34—1（外国貨物の廃棄の意義及び取扱い）の(1)と同様とする。

(違約品等の保税地域への搬入)

20—2 令第 56 条第 1 項《違約品等の再輸出の場合の払戻しの手続》及び第 2 項《違約品等の廃棄の場合の払戻しの手続》の規定により違約品等を保税地域に入れた場合の届出は、「違約品等保税地域搬入届」(T-1630) 2 通を提出することにより行わせ、うち 1 通に搬入済の旨を記載してこれを違約品等保税地域搬入届受領書として届出者に交付する。

(保税地域への搬入期間の延長の承認申請手続)

20—3 令第 56 条の 2《保税地域への搬入期間の延長の承認申請手続》に規定する申請書は、「違約品等保税地域搬入期間延長承認申請書」(T-1631) とし、3 通（原本、承認書用、搬入予定地所轄税関官署送付用）を提出させ、承認したときは、うち 1 通（承認書用）に承認印を押なつして申請者に交付する。この場合において、他の 1 通（搬入予定地所轄税関官署送付用）は、搬入予定地所轄税関官署あて送付する。ただし、受理税関が搬入予定地所轄税関官署であるときは、搬入予定地所轄税関官署送付用の提出及び送付は、要しない。

なお、当該延長承認申請は当該貨物の輸入の許可の日から 6 月を経過した後であつても行うことができる所以留意する。

(違約品等の輸出手続)

20—4 法第 20 条第 1 項に規定する違約品等を輸出する場合の輸出手続は、通常の輸出手続によるほか、次による。

- (1) 違約品等に係る輸出申告に際して、令第 56 条第 1 項《違約品等の再輸出の場合の関税の払戻し手続》に規定する関税の払戻し申請を併せて行わせるものとし、「違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」(T-1640) 2 通を輸出申告書に添付して提出させる。
- (2) 輸出申告された貨物につき、後記 20—7 の規定による違約品であることの認定、20—8 の規定による同一性の認定等に支障がないと認められるときは、当該認定前であつても輸出を許可することとして差し支えない。

(違約品等の輸出についての関税払戻し申請書の添付書類)

20—5 令第 56 条第 1 項に規定する違約品等についての関税の払戻し申請書に添付すべき書類及びその取扱いは、次による。

なお、下記(2)から(4)までにあっては、端的に違約品等であることを証する書類を必要最少限にするよう留意する。

- (1) 違約品等の輸出についての関税の払戻し申請書に添付すべき書類は、違約品等であることを証する書類、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書（郵便により輸入されたもの（関税法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されたものに限る。）にあっては国際郵便物課税通知書とし、特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書とする。以下この節において同じ。）及び違約品等保税地域搬入届受領書とする。

ただし、違約品等保税地域搬入届受領書については、輸出申告を行った後に前記 20-2 の規定に基づく届出が行われた場合は、当該受領書の交付後に提出させるものとし、後記 20-6 の規定に基づく保税地域等に搬入されたことの確認は、その提出があつた際に行うこととする。

- (2) 「違約品であることを証する書類」としては、クレームが成立した場合にあっては、クレーム解決書（輸出者が契約内容と相違している旨の輸入者の主張を受諾する内容の電報又はテレックスを含む。なお、インボイス番号、貨物の品名・型番等、違約品である貨物を特定させる事項を記載しているものとする。）を、輸入者等が違約品であることを自ら立証する場合にあっては、分析表、試験成績表、公認検定機関の検量証明書その他違約品であることを立証する資料とする。
- (3) 個人的な使用に供する物品で通信販売されたものであることを証する書類としては、納品書（コピーでも可）及びカタログ等通信販売された物品であることが確認できる資料とする。なお、納品書により通信販売された物品であることが明らかな場合には、カタログ等の添付は省略することとして差し支えない。また、納品書が提出できない場合には、通信販売された物品であることを証する他の資料（注文書、返品書等）の添付を求める。
- (4) 輸入後において法令により、その販売若しくは使用又はこれを用いた製品の販売若しくは使用が禁止されたものであることを証する書類としては、当該法令を掲載した官報又は公報の写しとする。なお、輸入貨物の外観からは、当該法令の規制内容と当該貨物の販売又は使用の禁止の関係が明らかでない場合には、当該法令の規制の対象となったことを証する書類（例えば、主管官庁又は検査機関等が発給した証明書、分析表、試験成績表等）の添付を求める。

（保税地域への搬入済の確認）

20—6 違約品等の輸出に係る輸出申告書の審査の際、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書及び前記 20—2 の規定により届出者に交付した違約品等保税地域搬入届受領書によって、当該輸出申告に係る違約品等が輸入許可の日から 6 月（前記 20—3 の規定により税関長の承認を受けたときは、6 月を超える 1 年以内において税関長が指定する期間）以内に保税地域に搬入されたことの確認を行うものとする。

（違約品等の認定）

20—7 貨物の取引に係る契約の内容である品質等と輸入された貨物の品質等が相違しているかどうかの認定、個人的な使用に供する物品で通信販売された貨物であるかどうかの認定及び輸入後において法令によりその販売又は使用が禁止された貨物であるかどうかの認定は、次による。

- (1) 違約品の認定
- イ 違約品であるか否かの認定は、原則として、前記 20—5 に定める書類の審査及び当該書類と保税地域に搬入された貨物との対査によって行う。
 - ロ ただし、払戻し税額が多額（払い戻される税額が 300 万円以上）の場合、契約違反であることに疑義がある場合等には、契約書、分析表等必要な資料の提出又は提示を求めた上で認定する。
- (2) 個人的な使用に供する物品で通信販売された貨物の認定個人的な使用に供する物品で通信販売された貨物であるか否かの認定は、原則として、前記 20—5 の(3)に定める書類の審査及び当該書類と保税地域に搬入された貨物との対査によって行う。
- (3) 輸入後において法令によりその販売又は使用が禁止された貨物の認定
- イ 当該法令の内容と保税地域に搬入されている貨物とを対査して、その販売又は使用が禁止となった点に特に留意して認定する。
 - ロ 貨物の外観からは法令の規制内容と当該貨物の販売又は使用の禁止の関係が明らかとならない場合には、当該法令の主管官庁又は検査機関等が発給した証明書、分析表、試験成績表等により認定する。

(貨物の同一性の認定)

20—8 輸出申告された貨物の性質及び形状が当該貨物の輸入のときの性質及び形状と同一であるかどうかの認定は、当該貨物又はその包装に記号、番号等が付されている場合にはこれらによるが、記号、番号等が付されていない場合には、貨物の種類等から判断して特に同一性について疑義があるときを除き、輸入許可書又はこれに代わる書類に記載されている品名又は銘柄と一致し、かつ、当該輸入許可書等に記載されている数量の範囲以内のものであれば、同一性を有するものと認めて差し支えない。

(違約品等に対する払戻し額の算定)

20—9 機械類の一部分を構成する部分品が違約品等である場合において、当該部分品を交換のため輸出するときの払戻し税の額は、当該部分品に対して適用される税率により算定される関税額によることなく、当該機械類についての関税額を価格によりあん分して、その部分品に対応する額を払戻しする。

(違約品等を廃棄する場合の手続)

20—10 令第 56 条第 2 項《違約品等を廃棄する場合の払戻しの手続》に規定する違約品等を廃棄する場合の手続は、次による。

- (1) 違約品等を廃棄する場合の申請は、「滅却（廃棄）承認申請書」(C-3170) 2 通を提出して行わせ、承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつして申請者に交付する。
- (2) 滅却（廃棄）承認申請書に添付すべき書類は、違約品等であることを証する書類、貨物の廃棄がやむを得ないものであることを証する書類、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書及び違約品等保税地域搬入届受領書とする。
- (3) 「違約品等であることを証する書類」の取扱いは、前記 20—5 の(2)から(4)までに準ずる。
- (4) 貨物の廃棄がやむを得ないものであることを証する書類としては、当該貨物が違約品等であつてこれを輸出することなく廃棄しても差し支えない旨の記載のある輸出者等からの文書（テレックス、電報等を含む。）又は輸入者等が作成した廃棄がやむを得ないものであることを証する文書を添付させる。
- (5) 違約品等の保税地域への搬入済の確認、違約品等の認定及び同一性の認定については、前記 20—6、20—7 及び 20—8 に準ずる。
- (6) 違約品等を廃棄する場所は、必ずしも保税地域内に限定する必要はない（例えば、保税地域外における海中投棄又は焼却等は差し支えない。）が、当該廃棄の際には、特に必要がないと認められる場合のほか、立会いを行い当該廃棄を確認の上、その旨を上記(1)により届出者に交付した承認書に記載する。この場合において、当該廃棄により残存物が生じたときは、その廃棄のときに当該残存物が輸入されるものとした場合のその品名、数量及び価格を承認書に併せて記載する。

(廃棄した貨物についての関税の払戻しの手続)

20—11 令第 56 条第 3 項《違約品等の廃棄の場合の払戻しの手続》の規定による関税の払戻しの申請は、「違約品等の廃棄に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」(T-1660) 1 通に前記 20—10 の(6)により確認を受けた承認書を添付して提出させる。

(違約品等を廃棄した場合の関税の払戻し額の算定)

20—12 違約品等を廃棄した場合における払い戻すべき関税の額は、次による。

- (1) 当該廃棄による残存物が生じない場合（減却の場合）及び当該廃棄による残存物が税表上無税品である場合は、承認を受けて廃棄した輸入貨物については納付した関税の全額
- (2) 当該廃棄による残存物中有税品があるときは、当該有税品が廃棄のときに輸入されるものとした場合に課せられるべき関税の額に相当する額を承認を受けて廃棄した輸入貨物について納付した関税の全額から差し引いた額。ただし、当該有税品の数量及び価格が少であつて払戻し額の算定上さしたる影響がないと認められるときは、便宜、残存物を生じないものとして取り扱つて差し支えない。

(違約品等を郵便によって輸出する場合の取扱い)

20—13 違約品等を郵便（関税法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されたものに限る。）によって輸出する場合の関税の払戻しの手続は、次による。

- (1) 当該違約品等は、通関郵便局又は配達郵便局に差し出す前に、あらかじめ前記 20—2 に準じた手続により事前検査のため税関に提出させた上検査をする。この場合の違約品等の税関への提出は、保税地域への搬入とみなして取り扱う。
- (2) 前記 20—4 の「違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」は、当該違約品等が通関郵便局又は配達郵便局に差し出された後において受理する。

(違約品を簡易手続が適用されない郵便で輸出する場合の暫定的取扱い)

20—14 関税法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されない郵便物について法第 20 条第 1 項の違約品等を輸出する場合の手続は、前記 20—4 によるものとするほか、当分の間、前記 20—13 に準じた手続によっても差し支えない。

この場合、当該違約品等の税関への提出は、保税地域への搬入とはみなさないことに留意し、「違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」は、当該郵便物の輸出が許可された後に、事前検査を行った税関官署に提出させるものとする。

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の納付すべき関税を減額する取扱い)

20—15 法第 20 条第 3 項の規定により納付すべき関税を減額する場合には、前記 19—21 の(1)から(4)まで、20—1、20—2 及び 20—4 から 20—14 までに準じて処理するほか、次による。

- (1) 「違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」又は「違約品等の廃棄に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」の「減額すべき関税額等」欄の記載は、関税法基本通達 67—1—20 に規定する処理を行った後に通関部門が行う。
- (2) 輸出申告した税関の税関長と当該貨物の輸入を許可した税関長とが異なる場合における「違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」又は「違約品等の廃棄に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」の「減額すべき関税額等」欄の記載は、当該貨物の輸入を許可した税関の通関部門が、申請書の記載事項と添付書類を対査確認した後に行う。

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の納付すべき関税を控除する取扱い)

20—16 法第 20 条第 4 項又は第 5 項の規定により納付すべき関税を控除する場合には、前記 19—22 の(1)から(4)まで、20—1、20—2 及び 20—4 から 20—14 までの規定に準じて処理する。以上)